教義第　１１４　号
平成２９年 ４ 月１８日

各教育局長
各道立学校長
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）
各教科用図書採択地区協議会長
各教科書センター（分館を含む）館長
国立大学法人北海道教育大学長
（各附属小・中・特別支援学校長）
各国立高等専門学校長
北海道総務部長
（法務・法人局学事課長）
各私立学校長
様

北海道教育委員会教育長

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

平成 27 年度来、採択関係者に対する検定申請本の内容の開示を伴う不適切な行為や、歳暮の贈答や教材の無償提供といった行為、さらには、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものであり、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても適正に行われる必要があります。中でも、採択は、実際に児童生徒が用いる教科書を選択する重要な行為であり、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、特に高い公正性・透明性が求められます。

つきましては、本通知について、各機関において所管する全ての学校、教職員等に対して周知徹底を図り、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いいたします。

（総務政策局総務課人事グループ）
（総務政策局教職員課服務制度グループ）
（総務政策局教職員課服務管理グループ）
（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）
（学校教育局義務教育課義務教育グループ）
（学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ）

写

２８文科初第１７８９号
平成２９年３月２８日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文部科学省初等中等教育局長
藤　原　誠
（印影印刷）

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は，全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり，その採択については，公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が，国立学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため，教科書採択は，これらの採択権者の判断と責任により，綿密な調査研究を踏まえた上で，適切に行われることが必要であることはもとより，採択権者である教育委員会や学校長は，採択結果やその理由について，保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

この点，昨年度来，採択関係者に対する検定申請本の内容の開示を伴う不適切な行為や，歳暮の贈答や教材の無償提供といった行為，さらには，従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が，多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。

さらには，これらの行為の対象となった者の中に，教育委員会関係者や調査員等として教科書採択に関与する立場にあった者が含まれており，その結果，教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ，教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては，非常に遺憾であります。

一連の問題の反省に立った上で，教科書発行者においては，業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり，「教科書発行者行動規範」を制定し，信頼回復に向けた取組を進めているところですが，教科書採択の公正確保のためには，教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が不可欠であることは言うまでもありません。

このため，平成 28 年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ，教科書採択に当たって，特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので，貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか，域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校，教員等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに，これらの関係者と密に連携の上，平成 29 年度を含めて今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう，教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

記

１．教科書採択の公正確保の徹底について

（１）教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により，教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが，各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても，教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適当であること。

また，教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも，教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け，著作・編集活動に一定の関与を行うなど，特定の教科書発行者と関係を有する者を，選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

○　このため，選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては，各教育委員会等における関係部署とも連携し，教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で，特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また，教科書発行者との関係について，一義的には，採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会，国立学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが，文部科学省から各都道府県教育委員会に対して，4 月末を目途に，平成 28 年度に検定を経た教科書の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを，また，教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては，教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため，必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※　これらの情報のうち従来より公開の対象としている教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」，「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※　このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

（２）教科書見本の取扱いについて

（採択期間における教科書見本の取扱い）

○　教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教員を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

この点，平成 28 年度において，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが，教科書発行者からはそれらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあるとの報告を受けていることから，今後，採択関係者から教科書発行者に対して，教科書見本の献本又は貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

○　平成 29 年度においては，このような状況がありつつも，教科書協会からの要望も踏まえて，採択権者による調査研究等に支障が生じないよう，教科書見本の取扱いを見直したところであり，域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校・教員等への周知に努めること（平成 29 年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（平成 28 年 3 月 28 日付け 28 文科初第 1790 号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

また，高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成 27 年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※　教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体の手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

○　このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

・　教科書見本は，教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で，教科書発行者による教科書見本の送付は，教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で，教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

・　教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に，当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが，教科書見本の送付は，教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し，無理な送付を求めることのないようにすること。

・　平成 27 年度以前に検定を経た教科書の見本についても，採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが，その趣旨は，

教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し，当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。

・　特に複数の市町村から構成される採択地区においては，教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため，その場合に，教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。

ただし，その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり，特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

・　教科書見本と併せて又は個別に，内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないが，その際には，資料の名称を問わず，教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

（採択期間終了後における教科書見本の取扱い）

○　義務教育諸学校用教科書（平成29年度に新たに採択したものに限る。）について，各学校における翌年度の授業研究や教材研究等のために，採択期間（本通知の発出の日から，都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である9月16日までの期間をいう。以下同じ。）終了後に，教育委員会がその所管する学校の希望を取りまとめた上で，採択した教科書見本の献本について，教科書発行者に任意の協力を求めることは差し支えないこと。ただし，その部数については，当該教育委員会が所管する学校数を上限とすること。

また，採択期間において，明示的であると否とを問わず，教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為（それとの疑念を生じさせる行為を含む。）は厳に慎むこと。

○　高等学校用教科書については，各高等学校等に教科書見本が送付されていることから，原則として送付は認められていないが，通信制課程を置く高等学校等の協力校等における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために，当該高等学校等において使用する教科書の採択権者から個別に教科書見本の献本を求めることは差し支えないこと。ただし，献本を求める部数については，当該採択権者が教科書採択の権限を有する通信制課程を置く高等学校等の数を上限とすること。

（３）過当な宣伝活動等への対処について

○　採択期間においても，教科書発行者が，採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが，その宣伝活動により，採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう，文部科学省から各教科書発行者に対しては，過当な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに，教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

○　このため，各教育委員会等においても，これらを十分に踏まえ，域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で，事前に適切な措置を講ずること。その際，文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について，教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより，教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○　教科書採択については，教科書発行者に限らず，外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく，静ひつな環境を確保し，採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては，静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い，会議の公開・非公開を適切に判断するとともに，傍聴に関するルールを明確に定めるなど，適切な審議環境の確保に努めること。

○　都道府県教育委員会は，外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し，過当な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には，各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに，速やかに文部科学省に報告すること。

また，仮に，円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には，警察等の関係機関とも連携を図りながら，毅然とした対応を取ること。

○　文部科学省から教科書発行者に対しては，宣伝活動の過熱を防止するため，採択期間においては，教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者，関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において，新たに採択される教科書に関する説明会，講習会又は研修会等を主催しないよう，また，開催に関与することのないよう指導しているところであり，各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で，適切に対応すること。

この点，平成 29 年度においては，平成 30 年度から新たに使用が開始される小学校「特別の教科　道徳」の教科書に関し，教科書協会が教育委員会等を対象として合同説明会を開催することとしているが，このほか，当該合同説明会以後に，採択権者が，教科書発行者間の公平性を確保した上で，教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが，その際には，教科書発行者に過度な負担とならないよう，都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また，不参加の教科書発行者が発行する教科書について，不参加であることのみをもって，採択しないこととする取扱いを行うなどにより，事実上，参加を強制することは適当ではないこと。

※　「教科書に関する説明会，講習会又は研修会等」とは，関連する教材の説明等を目的としたもののほか，教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み，2以上の学校の教員等を対象としたものを想定しているが，疑義がある場合には，文部科学省に問い合わせ願いたい。

（４）検定申請本の取扱いについて

○　検定申請本は行政処分の対象であり，教科書発行者に対して，その内容について厳格な情報管理を求めていることから，教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり，その旨を，教科書検定制度の意義・役割とともに，全ての学校・教員等への周知を徹底すること。

○　上述のとおり，文部科学省から各都道府県教育委員会に対して，４月末を目途に，教科書の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを，また，教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては，教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが，これらの者については，検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し，又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから，これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

（５）教科書発行者との関係について

○　質の高い教科書の実現のためには，日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり，教科書の著作・編集活動の一環として，教科書発行者が教員等から意見を聴取することは，大きな意義を有するものであること。また，教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては，教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。

○　一方で，仮に教員等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても，一般の国民ないしは地域住民等から見れば，教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから，教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう，全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。具体的には，

・　教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について，場合によっては受け取らない場合も含めて，その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに，教員等に対して，法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること

・　服務監督権者において，事前・事後を問わず，教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと

・　教員等が，法令等に違反して，教科書発行者による不適切な行為に関与し，又は荷担した場合には，当該教員等に対して，懲戒処分も含めて厳正に対処すること

等が考えられる。

特に，教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務），第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（６）文部科学省への情報提供について

○　本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして，教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には，速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を，全ての教員等に対して指導すること。

また，報告を受けた教育委員会・学校等にあっては，その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には，都道府県教育委員会を通じて，文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

○　文部科学省においては，都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて，教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には，教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており，各教育委員会等においても，域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について，教科書採択に携わる関係者において共有するとともに，当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

２．教科書採択方法の改善について

（１）採択権者の権限と責任について

○　教科書の採択に当たっては，国公私立を問わず，教員等の投票によって決定されるようなことはもとより，十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり，事実上，一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど，採択権者の責任が不明確になることがないよう，採択手続の適正化に努めること。

○　公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており，教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが，教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると，必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難いこと。

このため，教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し，その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり，教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん，教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

○　公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり，採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが，これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり，単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう，採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から，これらの学校において使用する教科書の採択に際して，各学校から希望を聴取する場合には，事前に各都道府県又は市町村の教

育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で，各学校の希望を聴取し，当該聴取結果を踏まえて，教育委員会において審査を行うことが適切であること。

○　都道府県教育委員会においては，無償措置法第 10 条の規定により，域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導，助言及び援助を行わなければならないこととされており，適切にその責務を果たすことが必要であること。

（２）教科書の調査研究の充実について

○　市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう，文部科学省としても，調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに，円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており，都道府県教育委員会においても，市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど，採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

○　教科書の調査研究については，必要な専門性を有し，公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し，各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに，調査員等が作成する資料については，採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際，より幅広い視点からの意見を反映させるために，保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても，その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり，必ず首位の教科書を採択・選定，又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど，当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより，採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

○　文部科学省から教科書発行者に対しては，調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう，可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが，教科書発行者の判断により，教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には，その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

（３）教科書の採択期限について

○　義務教育諸学校において使用する教科書の採択については，無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により，当該教科書が使用される年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされていること。

○　高等学校等において使用する教科書については，法令上，採択期限は定められていないが，都道府県教育委員会から文部科学省に 9 月 16 日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ，都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

（４）同一の教科書の採択期間について

○　義務教育諸学校において使用する教科書については，無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により，基本的に同一の教科書を 4 年間採択しなければならないとされていること。

○　その特例として，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号。以下「無償措置法施行規則」という。）第 6 条各号に掲げる場合には，上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが，それ以外の場合においては，採択替えを行うことはできないこと。

また，平成 32 年度から新しい小学校学習指導要領が実施される予定であるが，その場合には，平成 29 年度に新たに採択されることとなる小学校「特別の教科　道徳」の教科書に関しては，無償措置法施行令第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて，平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。

※　新しい学習指導要領と教科書採択との関係については，追って通知する教科書課長通知を参照のこと。

（５）教科書採択に関する情報の公表について

○　教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し，義務教育諸学校については，無償措置法第 15 条の規定により，採択権者である教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり，採択権者においては，引き続き，採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み，採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また，既に公表を行っている採択権者においても，保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう，公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

○　高等学校等において使用する教科書についても，採択結果及びその理由等の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を踏まえると，その公表状況は必ずしも十分とは言い難いことから，義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより，採択権者である教育委員会や学校長は，説明責任を果たすことが求められること。

３．平成 29 年度の教科書採択における留意事項について

平成 29 年度における教科書採択については，上記のほか下記事項を踏まえた上で，採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

（１）義務教育諸学校用教科書について

○　平成 29 年度においては，小学校「特別の教科　道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが，それ以外の教科書については，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により，特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において教科書以外の教科

用図書を使用する場合を除き，基本的に平成 28 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

○　ただし，上記にかかわらず，無償措置法施行規則第 6 条第各号に掲げる場合には，平成 28 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また，その場合には，教科書発行者に対して，調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

（２）高等学校用教科書について

平成 29 年度においては，学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き，追って送付する高等学校用教科書目録（平成 30 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 30 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

（３）学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について

特別支援学校，特別支援学級及び高等学校等においては，学校教育法附則第 9 条の規定により，教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

（４）その他

平成 29 年度においては，小学校用教科書，中学校用教科書（特別の教科　道徳）及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため，申請受理種目及び期間を確認の上，教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】平成 29 年度における検定申請受理種目及び期間について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1369049.htm

※　採択権者等における翌年度の採択事務の準備等の便宜のために，義務教育諸学校用教科書の検定申請の有無について，受理期間終了後に情報提供する予定であるため，予め承知願いたい。

【担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03（5253）4111　内線 2576

事　務　連　絡
平成２９年３月３１日

各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課　御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」の一部訂正について

平成29年3月28日付けで発出した「教科書採択における公正確保の徹底等について（28文科初第1789号初等中等教育局長通知」において、表記の誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

１．教科書採択の公正確保の徹底について
（２）教科書見本の取扱いについて
（採択期間における教科書見本の取扱い）

訂正前：○　平成29年度においては，このような状況がありつつも，教科書協会からの要望も踏まえて，採択権者による調査研究等に支障が生じないよう，教科書見本の取扱いを見直したところであり，域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校・教員等への周知に努めること（平成29年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（平成28年3月28日付け28文科初第1790号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

訂正後：○　平成29年度においては，このような状況がありつつも，教科書協会からの要望も踏まえて，採択権者による調査研究等に支障が生じないよう，教科書見本の取扱いを見直したところであり，域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校・教員等への周知に努めること（平成29年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（平成29年3月28日付け28文科初第1790号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

以上

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課　企画係
03(5253)4111(代表)　内線：2576

別 添

平成28年度教科書採択関係状況調査　調査結果

（平成29年3月）

調査期間　：平成28年11月1日から平成28年11月30日まで
回 答 者　：全ての都道府県教育委員会
調査項目　：○ 平成28年度に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が行った、平成29年度から公立の高等学校において使用される教科書の採択について
○ 公立の高等学校及び義務教育諸学校における教科書採択の公正確保のための措置について

※ 公立の高等学校には、中等教育学校の後期課程を含む
※ 市町村立高等学校に関する質問は、高等学校を設置する市町村の教育委員会を調査（全国104市町村から回答）
※ 質問項目のうち、義務教育諸学校に関する質問は5-4のみ
※ 表中の「全体に占める割合」については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある

1 採択事務のスケジュール・手続について　1
1-1 調査研究の終了時期について　1
1-2 採択の決定時期について　2
1-3 採択権限の行使方法について　3
1-4 都道府県教育委員会における各学校の採択希望の聴取について　4
1-5 市町村教育委員会における各学校の採択希望の聴取について　5

2 採択にあたっての調査研究について　6
2-1 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究について　6
2-2 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について　7

3 採択に係る資料の公表について　8
3-1 都道府県教育委員会における公表について　8
3-2 市町村教育委員会における公表について　8

4 教科書見本等の取扱いについて　9
4-1 教育長等への教科書見本の提供について　9
4-2 図書館等への教科書の整備について　9

5 採択の公正確保について　10
5-1 需要数の報告期限について　10
5-2 発行者による不適切な行為と採択の関係について　10
5-3 高等学校用教科書の採択の公正確保のための措置について　11
5-4 義務教育諸学校用教科書の採択の公正確保のための措置について　11

1 採択事務のスケジュール・手続について

1-1 調査研究の終了時期について

1-1-1 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究の終了時期

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 5月31日以前	0	0.0%	1	2.1%
② 6月1日～6月15日	3	6.4%	1	2.1%
③ 6月16日～6月30日	7	14.9%	7	14.9%
④ 7月1日～7月15日	11	23.4%	21	44.7%
⑤ 7月16日～7月31日	8	17.0%	15	31.9%
⑥ 8月1日～8月15日	6	12.8%	2	4.3%
⑦ 8月16日～8月31日	6	12.8%	0	0.0%
⑧ 9月1日～9月15日	4	8.5%	0	0.0%
⑨ 9月16日～9月30日	2	4.3%	－	－
⑩ 10月1日～10月15日	0	0.0%	－	－
⑪ 10月16日以降	0	0.0%	－	－

※ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正により、平成29年度に高等学校において使用する教科書の文部科学省への需要数の報告期限を平成28年9月16日から同年10月31日に変更

1-1-2 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究の終了時期

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 5月31日以前	1	1.0%	3	2.9%
② 6月1日～6月15日	9	8.7%	8	7.8%
③ 6月16日～6月30日	28	26.9%	31	30.1%
④ 7月1日～7月15日	31	29.8%	34	33.0%
⑤ 7月16日～7月31日	15	14.4%	22	21.4%
⑥ 8月1日～8月15日	8	7.7%	3	2.9%
⑦ 8月16日～8月31日	7	6.7%	2	1.9%
⑧ 9月1日～9月15日	2	1.9%	1	1.0%
⑨ 9月16日～9月30日	2	1.9%	－	－
⑩ 10月1日～10月15日	1	1.0%	－	－
⑪ 10月16日以降	0	0.0%	－	－

※ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正により、平成29年度に高等学校において使用する教科書の文部科学省への需要数の報告期限を平成28年9月16日から同年10月31日に変更

1-2 採択の決定時期について

1-2-1 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択の決定時期

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 7月31日以前	0	0.0%	2	4.3%
② 8月1日～8月15日	0	0.0%	3	6.4%
③ 8月16日～8月31日	10	21.3%	29	61.7%
④ 9月1日～9月15日	6	12.8%	13	27.7%
⑤ 9月16日～9月30日	5	10.6%	－	－
⑥ 10月1日～10月15日	9	19.1%	－	－
⑦ 10月16日以降	17	36.2%	－	－

※ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正により、平成29年度に高等学校において使用する教科書の文部科学省への需要数の報告期限を平成28年9月16日から同年10月31日に変更

1-2-2 市町村立高等学校で使用する教科書の採択の決定時期

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 7月31日以前	52	50.0%	61	58.7%
② 8月1日～8月15日	8	7.7%	21	20.2%
③ 8月16日～8月31日	15	14.4%	20	19.2%
④ 9月1日～9月15日	14	13.5%	2	1.9%
⑤ 9月16日～9月30日	7	6.7%	－	－
⑥ 10月1日～10月15日	4	3.8%	－	－
⑦ 10月16日以降	4	3.8%	－	－

※ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正により、平成29年度に高等学校において使用する教科書の文部科学省への需要数の報告期限を平成28年9月16日から同年10月31日に変更

1-3 採択権限の行使方法について

1-3-1 都道府県教育委員会における採択権限の行使方法

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	20	42.6%	19	40.4%
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	17	36.2%	18	38.3%
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものを更に教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	1	2.1%	0	0.0%
④ 教育長の専決により教科書を採択している	9	19.1%	8	17.0%
⑤ その他	0	0.0%	2	4.3%

1-3-2 市町村育委員会における採択権限の行使方法

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体にに占める割合	市町村教育委員会数	全体にに占める割合
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	87	83.7%	85	81.7%
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	7	6.7%	6	5.8%
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものを更に教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	2	1.9%	0	0.0%
④ 教育長の専決により教科書を採択している	8	7.7%	10	9.6%
⑤ その他	0	0.0%	3	2.9%

1-4 都道府県教育委員会における各学校の採択希望の聴取について

1-4-1 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 各学校からの採択希望を聴取せず教育委員会が採択している	0	0.0%	0	0.0%
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	1	2.1%	2	4.3%
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	45	95.7%	42	89.4%
④ その他の方法で採択希望を聴取している	1	2.1%	3	6.4%

1-4-2 各学校の採択希望に対する審査

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 行った	46	97.9%	46	97.9%
② 行わなかった	0	0.0%	1	2.1%
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の確認のみを行った	1	2.1%	-	-

※③は、平成28年度調査において新たに追加した項目

1-4-3 審査を行う場合の観点【複数回答可】(1-4-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ回答)

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	24	52.2%	12	26.1%
② 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	39	84.8%	-	-
③ 選定理由	43	93.5%	41	89.1%
④ その他	7	15.2%	6	13.0%

※②は、平成28年度調査において新たに追加した項目

1-4-4 審査の結果(1-4-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ回答)

	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った	46	100.0%
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った	0	0.0%

1-4-5 採択を行う際、今般の発行者による不適切な行為について考慮したかどうか

	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 考慮した	28	59.6%
② 考慮しなかった	19	40.4%

※②には、不適切な行為が確認されなかった都道府県教育委員会も含む

1-5 市町村教育委員会における各学校の採択希望の聴取について

1-5-1 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 各学校からの採択希望を聴取せず教育委員会が採択している	0	0.0%	1	1.0%
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	6	5.8%	7	6.7%
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	98	94.2%	93	89.4%
④ その他の方法で採択希望を聴取している	0	0.0%	3	2.9%

1-5-2 各学校の採択希望に対する審査

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 行った	90	86.5%	101	98.1%
② 行わなかった	1	1.0%	2	1.9%
③ 行わなかったが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の確認のみを行った	13	12.5%	－	－

※③は、平成28年度調査において新たに追加した項目

1-5-3 審査を行う場合の観点【複数回答可】(1-5-2で①に該当する市町村教育委員会のみ回答)

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	35	38.9%	5	5.0%
② 市町村の教育目標・方針への適合性	49	54.4%	－	－
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	67	74.4%	－	－
④ 選定理由	79	87.8%	82	81.2%
⑤ その他	3	3.3%	5	5.0%

※②及び③は、平成28年度調査において新たに追加した項目

1-5-4 審査の結果(1-5-2で①に該当する市町村教育委員会のみ回答)

	市町村教育委員会	全体に占める割合
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った	89	98.9%
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った	1	1.1%

1-5-5 採択を行う際、今般の発行者による不適切な行為について考慮したかどうか

	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 考慮した	61	58.7%
② 考慮しなかった	43	41.3%

※②には、不適切な行為が確認されなかった市町村教育委員会も含む

2 採択にあたっての調査研究について

2-1 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究について

2-1-1 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究組織体制【複数回答可】

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 教育委員会に教科書採択のための調査研究組織を設置	20	42.6%	19	40.4%
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	46	97.9%	44	93.6%
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	4.3%	2	4.3%
④ その他の方法で調査研究組織を設置	0	0.0%	0	0.0%

2-1-2 都道府県教育委員会における教科書の採択基準

	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 域内の都道府県立高等学校で使用する教科書の採択基準を設けている	44	93.6%
② 域内の都道府県立高等学校で使用する教科書の採択基準は設けていない	3	6.4%

2-1-3 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択基準【複数回答可】

(2-1-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ回答)

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	36	76.6%	36	76.6%
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	17	36.2%	13	27.7%
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	34	72.3%	－	－
④ 各教科書の説明等の理解しやすさ	30	63.8%	30	63.8%
⑤ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	32	68.1%	33	70.2%
⑥ 各教科書の使いやすさ見やすさ	28	59.6%	31	66.0%
⑦ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	13	27.7%	16	34.0%
⑧ その他	2	4.3%	19	40.4%

※③は、平成28年度調査において新たに追加した項目

2-2 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について

2-2-1 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究組織体制【複数回答可】

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 教育委員会に教科書採択のための調査研究組織を設置	13	12.5%	10	9.6%
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	99	95.2%	102	98.1%
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	6	5.8%	2	1.9%
④ その他の方法で調査研究組織を設置	1	1.0%	2	1.9%

2-2-2 市町村教育委員会における教科書の採択基準

	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 域内の市町村立高等学校で使用する教科書の採択基準を設けている	72	69.2%
② 域内の市町村立高等学校で使用する教科書の採択基準は設けていない	32	30.8%

2-2-3 市町村高等学校で使用する教科書の採択基準【複数回答可】

(2-2-2で①に該当する市町村教育委員会のみ回答)

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	60	57.7%	54	51.9%
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	47	45.2%	42	40.4%
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	62	59.6%	-	-
④ 各教科書の説明等の理解しやすさ	55	52.9%	60	57.7%
⑤ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	58	55.8%	59	56.7%
⑥ 各教科書の使いやすさ見やすさ	55	52.9%	62	59.6%
⑦ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	38	36.5%	45	43.3%
⑧ その他	3	2.9%	27	26.0%

※③は、平成28年度調査において新たに追加した項目

3 採択に係る資料の公表について

3-1 都道府県教育委員会における公表について

	H28								H27
			公表方法(複数回答可)			非公表理由			
	公表	非公表	ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求に応じて開示すれば十分	その他	公表
① 都道府県教育委員会が作成する採択基準	17	27	13	4	3	3	20	4	16
	38.6%	61.4%							38.1%
② 都道府県教育委員会が作成する選定資料	8	16	3	2	3	2	12	2	7
	33.3%	66.7%							29.2%
③ 各学校が作成する選定資料	8	38	2	5	1	6	24	8	7
	17.4%	82.6%							15.2%
④ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択結果	35	12	26	10	3	1	10	1	33
	74.5%	25.5%							70.2%
⑤ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択理由	19	28	9	9	2	4	18	6	16
	40.4%	59.6%							34.0%
⑥ 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の会議の議事録	15	5	12	3	1	0	5	0	27
	75.0%	25.0%							75.0%

※①～③は、当該資料を作成している都道府県教育委員会のみ集計対象
※④の「公表」には、報道機関に対する資料提供のみを行った教育委員会を含まない
※⑥は、採択について教育委員会の会議に諮っている都道府県教育委員会のみ集計対象

3-2 市町村教育委員会における公表について

	H28								H27
			公表方法(複数回答可)			非公表理由			
	公表	非公表	ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求に応じて開示すれば十分	その他	公表
① 市町村教育委員会が作成する採択基準	21	51	10	11	3	10	38	3	19
	29.2%	70.8%							26.0%
② 市町村教育委員会が作成する選定資料	8	15	1	5	2	5	9	1	8
	34.8%	65.2%							14.5%
③ 各学校が作成する選定資料	18	84	5	9	5	18	55	11	14
	17.6%	82.4%							15.4%
④ 市町村立高等学校で使用する教科書の採択結果	44	60	27	13	9	9	46	5	39
	42.3%	57.7%							37.5%
⑤ 市町村立高等学校で使用する教科書の採択理由	26	78	9	11	7	14	52	12	22
	25.0%	75.0%							21.2%
⑥ 市町村立高等学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の会議の議事録	50	37	42	7	4	4	28	5	51
	57.5%	42.5%							58.0%

※①～③は、当該資料を作成している市町村教育委員会のみ集計対象
※④の「公表」には、報道機関に対する資料提供のみを行った教育委員会を含まない
※⑥は、採択について教育委員会の会議に諮っている市町村教育委員会のみ集計対象

4 教科書見本等の取扱いについて

4-1 教育長及び教育委員(以下「教育長等」という。)への教科書見本の提供について

4-1-1 都道府県教育委員会における教育長等への教科書見本の提供

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育長等に提供している	3	6.4%	1	2.1%
② 専用の部屋等に、教育長等が閲覧するために備え置いている	14	29.8%	9	19.1%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	11	23.4%	11	23.4%
④ 特に提供していない	19	40.4%	23	48.9%
⑤ その他	0	0.0%	3	6.4%

4-1-2 市町村教育委員会における教育長等への教科書見本の提供

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育長等に提供している	5	4.8%	1	1.0%
② 専用の部屋等に、教育長等が閲覧するために備え置いている	29	27.9%	26	25.0%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	35	33.7%	28	26.9%
④ 特に提供していない	32	30.8%	43	41.3%
⑤ その他	3	2.9%	6	5.8%

4-2 図書館等への教科書の整備について

4-2-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備【複数回答可】

	H28		H27	
	都道府県教育委員会数	全体に占める割合	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 教科書センターで閲覧等に供するようにしている	43	91.5%	40	85.1%
② 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようにしている	2	4.3%	5	10.6%
③ 公立図書館で閲覧等に供するようにしている	12	25.5%	13	27.7%
④ 特に整備していない	3	6.4%	4	8.5%

4-2-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備【複数回答可】

	H28		H27	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
① 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようにしている	5	4.8%	9	19.1%
② 公立図書館で閲覧等に供するようにしている	30	28.8%	24	51.1%
③ 特に整備していない	70	67.3%	74	157.4%

5 採択の公正確保について

5-1 需要数の報告期限について

（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正により、平成29年度に高等学校において使用する教科書の文部科学省への需要数の報告期限を平成28年9月16日から同年10月31日に変更）

5-1-1 高等学校を設置する市町村教育委員会並びに国立の高等学校及び私立の高等学校の長から都道府県教育委員会への需要数の報告期限

	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 今般の不適切な行為及び省令改正を受けて、需要数の報告期限を見直した	31	66.0%
② 需要数の報告期限について見直さなかった	16	34.0%

5-1-2 都道府県立高等学校から都道府県教育委員会への採択希望の提出期限

	都道府県教育委員会数	全体に占める割合
① 今般の不適切な行為及び省令改正を受けて、需要数の報告期限を見直した	21	44.7%
② 需要数の報告期限について見直さなかった	26	55.3%

5-1-3 市町村立高等学校から市町村教育委員会への採択希望の提出期限

	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
	（5-1-1で①に該当する都道府県の域内）		（5-1-1で②に該当する都道府県の域内）	
① 採択希望の提出期限を見直した	43	41.3%	0	0.0%
② 採択希望の提出期限を見直さなかった	42	40.4%	19	18.3%

5-2 発行者による不適切な行為と採択の関係について

（発行者による不適切な行為が確認された都道府県立学校及び市町村立学校のうち、平成28年度において発行者による不適切な行為が確認された種目について当該発行者の教科書を採択したかどうか）

	発行者による不適切な行為が確認された学校数	うち、当該発行者の教科書を採択した学校数
都道府県立高等学校	176	63
市町村立高等学校	8	8
合計	184	71

5-3 高等学校用教科書の採択の公正確保のための措置について

（平成27年度以降、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる発行者による不適切な行為が相次いで明らかになったことを受けて、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会において講じられた教科書採択の公正確保のための措置について）

5-3-1 都道府県教育委員会における教科書採択の公正確保のための措置【複数選択可（④以外）】

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底を行った	47	100.0%
② ①以外に、教科書採択の公正確保のために新たな措置を講じた	7	14.9%
③ 具体的な措置はまだ講じていないが、平成28年度末までに措置等を講じる予定	2	4.3%
④ ①～③を含めて具体的な措置を講じる予定はない	0	0.0%

5-3-2 市町村教育委員会における教科書採択の公正確保のための措置【複数選択可（④以外）】

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底を行った	104	100.0%
② ①以外に、教科書採択の公正確保のために新たな措置を講じた	12	11.5%
③ 具体的な措置はまだ講じていないが、平成28年度末までに措置等を講じる予定	2	1.9%
④ ①～③を含めて具体的な措置を講じる予定はない	0	0.0%

5-4 義務教育諸学校用教科書の採択の公正確保のための措置について

（平成27年度以降、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる発行者による不適切な行為が相次いで明らかになったことを受けて、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会において講じられた教科書採択の公正確保のための措置について）

5-4-1 都道府県教育委員会における教科書採択の公正確保のための措置【複数選択可（④以外）】

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底を行った	47	100.0%
② ①以外に、教科書採択の公正確保のために新たな措置を講じた	17	36.2%
③ 具体的な措置はまだ講じていないが、平成28年度末までに措置等を講じる予定	3	6.4%
④ ①～③を含めて具体的な措置を講じる予定はない	0	0.0%

5-4-2 市町村教育委員会における教科書採択の公正確保のための措置【複数選択可（④以外）】

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底を行った	1,686	92.9%
② ①以外に、教科書採択の公正確保のために新たな措置を講じた	204	11.2%
③ 具体的な措置はまだ講じていないが、平成28年度末までに措置等を講じる予定	42	2.3%
④ ①～③を含めて具体的な措置を講じる予定はない	0	0.0%

写

２８文科初第１７９０号
平成２９年３月２８日

各教科書発行者　殿

文部科学省初等中等教育局長
藤　原　誠
（印影印刷）

教科書採択の公正確保について（通知）

教科書発行者による検定申請本の内容の外部への流出を伴う不適切な行為が明らかになったことに端を発し，昨年度から本年度にかけて，多くの教科書発行者において，教科書採択の公正性に疑念を抱かせる不適切な行為が行われていたことが明らかとなりました。また，教科書の宣伝活動の過熱を防止し，教科書発行者間の公平性を期す観点から，従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が，多くの教科書発行者により継続的に行われていたことも明らかとなっています。

我が国においては，民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており，宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが，教科書が，全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば，その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく，教科書発行者においても，その意味を十分に認識し，教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

一連の問題を受けて，昨年９月に，一般社団法人教科書協会において，新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されたところですが，如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから，その責務を負う教科書発行者における徹底した取組が不可欠となります。

このため，各教科書発行者において，同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき，自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう，教科書の著作・編集から検定，採択，供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

具体的には，平成 29 年度は，高等学校のほか，小学校の「特別の教科　道徳」について，新たに教科書採択が行われることとなることから，それに際しての宣伝活動等に関し，特に留意すべき事項について通知しますので，教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて，これらに違反ないしは逸脱する行為を社内全体として防止するための措置，取組に万全を期していただくようお願いします。

記

（採択期間における教科書見本の取扱いについて）

○　平成 28 年度においては，文部科学省ホームページにおいて公表しているように，多くの教科書発行者が，教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが，該当の教科書発行者においては，再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。

○　平成 30 年度使用教科書の採択が行われる平成 29 年度においては，採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会，国立学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないよう，教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

［義務教育諸学校用教科書］

◇ 小学校「特別の教科　道徳」の教科書見本

・都道府県教育委員会	：	１５　部
・市（特別区を含む。）町村教育委員会	：	５　部
・採択地区（単独採択地区を含む。）	：（構成市町村数＋４）	部（※１）
・国立学校，私立学校	：	１　部
・教科書センター	：	２　部

（※1）指定都市の区域内に設定された採択地区については，5部を上限とする。

◇ その他の教科書見本

・　平成 29 年度は，法令に基づいて，前年度と同一の教科書が採択されることとなることから，原則として教科書見本は送付できない。

・　ただし，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号）第 6 条各号に掲げる場合には，採択権者からの個別の求めに応じ，上記「小学校「特別の教科　道徳」の教科書見本」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

［高等学校用教科書］

◇ 平成 28 年度に検定を経た図書の教科書見本（※２）

・都道府県教育委員会	：	６　部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会	：	原則　１　部（※３）
・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）	：	原則　１　部（※４）
・教科書センター	：	１　部

（※2）このほか，採択権者から個別に求めがあった場合に，当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として，当該採択権者に送付することは差し支えない。

（※3）高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には，教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。

（※4）採択権者から個別に求めがあった場合に，当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に1部を上限として送付することは差し支えない。ただし，専門学科については，高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とする。

◇ 平成27年度以前に検定を経た教科書の見本

・ 平成28年度以前に教科書見本を送付していない場合には，上記「平成28年度に検定を経た図書の教科書見本」の取扱いに準じて送付することができる。

・ 平成28年度以前に教科書見本を送付した場合にも，採択権者からの個別の求めに応じて，上記「平成28年度に検定を経た図書の教科書見本」の送付先に1部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

・ 上記は平成29年度における取扱いであり，平成30年度以降における取扱いについては，採択期間（本通知の発出の日から，都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である9月16日までの期間をいう。）終了後に，平成29年度における運用実態や採択権者の意向等を踏まえた上で改めて検討する予定であること。

・ 上記部数は，送付することができる教科書見本の上限であるが，採択事務に支障が生じないよう，特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては，可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし，職業に関する教科については，各1部を送付することとして差し支えない。）。

また，上述のように，公立学校において使用する教科書を採択する権限は，当該学校を所管する教育委員会が有しており，教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから，高等学校にのみ教科書見本を送付し，当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により，教育長及び委員の数が5人を超える場合には，その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができること。

・ 上記を除き，採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教員を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。）への教科書見本の献本又は貸与は，名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。

特に，平成27年度以前に検定を経た教科書の見本については，既に有償で販売されていることから，採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう，その取扱いにはくれぐれも注意すること。

・ また，採択関係者以外の者に対して，教科書見本を提供することは特段問題ないものの，第三者を介した教科書採択の勧誘を目的とする採択関係

者への教科書見本の献本又は貸与であるとの疑念を生じさせることのないよう，提供する相手方や部数を必要な範囲に留めるとともに，必要に応じて情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすなど，教科書見本を提供する相手方において適切な情報管理が行われるよう留意すること。

・　各学校への教科書見本の送付は，原則として，郵送等によるものとし，教科書発行者が持参する場合には，当該学校の了解を得た上で行うこと。

　また，例年，教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから，採択権者等への送付に当たっては，複数の種目の教科書見本をまとめて送付する，送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

・　教科書見本については，制作し次第，速やかに送付し，4 月末日（教科書センターには 5 月末日）までに送付が完了するよう努めること。

・　教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い，文部科学省あるいは採択権者からの問い合わせに適切に対応できるようにすること。

　また，教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては，採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。

・　教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 8 条第 2 項の規定により，都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは，同条第 3 項の規定により，その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して，5 月末日までに通知すること。

・　教科書見本と併せて，内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが，その場合には，教科書見本と紛れのないよう，外観により容易に見分けがつく装丁，梱包とすること。

・　教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には，必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に，採択権者からの個別の求めに応じて，高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は平成 27 年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については，各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

※　なお，当該具体の手続に関する定めについては，教科書協会に情報提供するよう，文部科学省から都道府県教育委員会に対して依頼する予定であるため承知願いたい。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

○　教科書（平成 28 年度に検定を経たものに限る。）の編著作者及び編集協力者に関しては，その氏名及び所属並びに教科書発行者が支払う対価の額等に関する情報を取りまとめた上で，文部科学省から各都道府県教育委員会に対して，教科書見本の送付時期である 4 月末日までに送付することとしているため，教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても，当該者の同意を得た上で，教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては教科書協会を通じて，非加盟の教科書発行者にあっては直接，同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。

○　そのほか，交通費・宿泊費，飲食費その他名目を問わず，採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には，その状況についても，採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（採択期間終了後における教科書見本の取扱いについて）

○　義務教育諸学校用教科書（平成 29 年度に新たに採択したものに限る。）について，自らが教科書採択の権限を有する学校における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために，採択期間終了後において，採択権者から個別に求めがあった場合に，当該学校数を上限として，その採択した教科書の教科書見本を当該採択権者に献本することは差し支えないこと。

○　高等学校用教科書については，各高等学校等に教科書見本が送付されていることから，原則として送付は認められないこと。

　ただし，通信制課程を置く高等学校において使用する教科書の採択権者から個別に求めがあった場合に，当該高等学校の協力校等における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために，1 部を上限として当該高等学校に送付することは差し支えないこと。

（検定申請本の取扱いについて）

平成 29 年度においては，小学校用教科書，中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが，当該検定に係る検定申請本の取扱いについては，教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか，下記事項を遵守すること。

・　検定申請本及びその内容を，教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。

・　検定申請本及びその内容については，教科書の編著作者及び編集協力者のほか，教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に，その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては，採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。

・　教科書の編著作者及び編集協力者並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては，情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに，翌年度以降の教科書採択に当たって，当該者の氏名及び所属，提供した検定申請本の内容並びに支払いを行う対価の額等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（過当な宣伝活動等について）

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう，下記事項を遵守するなど，過当な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に，採択期間における教科書発行者の活動は，その意図に関係なく，教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから，採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

・　採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。

・　採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

・　採択期間においては，教育委員会等を対象として教科書協会が主催する合同説明会を除き，新たに採択される教科書に関する説明会，講習会又は

研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか，教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず，他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また，教科書の編著作者及び編集協力者，関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても，これらの取扱いについて周知することにより，教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

・　採択期間終了後に教科書見本，教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会，講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て，教科書採択の勧誘を行わないこと。

・　教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し，又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。

・　学校又は児童生徒への教科書の供給過程において，教科書以外の資料を挿入・添付し，又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

（不当な利益供与の禁止について）

採択関係者に対して，教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は，絶対に行わないこと。

この点，教科書発行者行動規範においては，不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに，教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として，教科書，教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

（その他）

○　如何なる理由があろうとも，自ら行うと第三者をしてであるとを問わず，他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は，絶対に行わないこと。

○　本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し，又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には，教科発行者名を含めて公表するとともに，事案の内容に応じて，必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。

万が一，自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には，速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに，文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111　内線 2576